

○令和7年度大崎市保育所保育料について

- 令和7年度の保育料は、父母の市民税所得割の課税状況により決定いたします。・4月～8月分：令和6年度市民税（令和5年中所得） ・9月～3月分：令和7年度市民税（令和6年中所得）
納付書の発送は4月中旬及び9月中旬となります。
- 保育料及び副食費における3歳未満児および3歳以上児の判断は、4月1日時点の年齢で行います。
- 保育料の納期限は当月末となります。休日の場合は翌営業日となります。 （例）6月分保育料納期限：7月1日
- 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- 保育料の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告が無い等、市民税の課税額が確認出来ない場合は、税額等確定するまでの間、最高階層（D8）にて保育料を認定します。**
- この保育料月額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
- 3歳以上児クラスにつきましては、保育料は無償です。（別途、副食費（給食費）がかかります。）

【令和7年度大崎市保育所保育料基準額表(月額)】

（短時間は標準時間より500円～1,000円減となります）

階層	市民税所得割額		一般世帯	ひとり親・障がい世帯	3歳以上児
			3歳未満児		
			標準時間	標準時間	無償
A	生活保護世帯		0円	0円	
B	非課税世帯		0円	0円	
C	課税世帯	48,600円未満	16,000円	7,500円	
D1		48,600円～57,699円	18,000円	9,000円	
		57,700円～64,999円	18,000円	9,000円	
D2		65,000円～77,100円	21,000円	9,000円	
		77,101円～80,999円	21,000円	21,000円	
D3		81,000円～96,999円	24,000円	24,000円	
D4		97,000円～132,999円	30,000円	30,000円	
D5		133,000円～168,999円	35,000円	35,000円	
D6		169,000円～300,999円	40,000円	40,000円	
D7		301,000円～396,999円	45,000円	45,000円	
D8		397,000円以上	50,000円	50,000円	

【副食費（3歳以上児クラス）】（主食費は別途がかかります）

市民税所得割額	一般世帯	ひとり親・障がい世帯
57,699円以下	副食費（おかず代、おやつ代等）免除	
57,700円以上～	副食費（おかず代、おやつ代等）が かかります。	副食費（おかず代、 おやつ代等）免除
77,100円		
77,101円以上	副食費（おかず代、おやつ代等）がかかります。 ※金額や納付方法等は施設にお問合せください。	

【保育所保育料の軽減】

- **兄弟軽減（同一世帯から生計を一にする子どもが2人以上いる場合の軽減）**

	B階層	その他の階層
第2子	無料	基準額の1/2
第3子以降	無料	

対象：未就学児兄弟

※ただし、一般世帯かつ世帯の市民税所得割額が57,699円以下の場合
および、ひとり親世帯等かつ世帯の市民税所得割額が77,100円以下の場合
については、兄弟の年齢制限はありません。

- **ひとり親・障がい世帯の軽減**

第2子以降	無料
-------	----

対象：ひとり親世帯等かつ世帯の市民税所得割額が77,100円以下の場合

【副食費軽減】

- **兄弟軽減（同一世帯から生計を一にする子どもが3人以上いる場合の軽減）**

第3子以降	副食費（おかず代、おやつ代等）免除
-------	-------------------

対象：未就学児兄弟

【口座振替】

- 大崎市ウェブサイトにて毎月20日（ゆうちょ銀行については15日）までに申込されると、翌月から、毎月月末（休日の場合は翌営業日）に引き落としが可能となります。**

※申請が確認できない場合は納付書による納入となります。

- 従来通り「大崎市口座振替依頼書」（青色用紙）に必要事項を記載し、金融機関の窓口に提出していただくことも可能です。

【指定金融機関】七十七銀行/仙台銀行/東北銀行/岩手銀行/古川信用組合/杜の都信用金庫/宮城第一信用金庫/石巻信用金庫/東北労働金庫/古川農業協同組合/新みやぎ農業協同組合/ゆうちょ銀行

- 残高不足等で口座から引き落としできなかった場合、翌月下旬に届く督促状兼納付書で納入いただけます。督促状が届く前に納入いただける場合は、市役所までご連絡ください。

～保育施設を利用されるみなさまへ～

○教育・保育給付認定について

幼稚園・保育所・地域型保育施設などの教育・保育サービスを受けるために、市町村の認定を受ける必要があります。認定証はご自宅にて保管願います。認定区分については以下のとおりです。

1号認定	3歳以上の教育を希望する子ども（幼稚園利用希望者）
2号認定	3歳以上の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）
3号認定	3歳未満の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）

さらに、保育施設利用の2号認定・3号認定児童については、保護者の就労状況等により、以下の保育時間に認定されます。ただし、実際の利用は就労時間等に合わせた時間となります。

保育標準時間認定	保育必要理由	120時間/月以上の就労、妊娠出産、病気療養等
	通常保育時間	7:00～18:00
保育短時間認定	保育必要理由	64時間/月以上の就労、求職活動、育児休暇等
	通常保育時間	8:00～16:00

○認定変更について

保育施設を利用するにあたっては、家庭で保育できない状態が続いていることが必要であり、認定内容に変更があった場合には届出が必要です。（各届出に必要な書類は園又は子育て支援課にあります。）なお、状況変更に伴い保育認定や保育料が変更になる際には原則、変更事由発生日が属する月の翌月から適用（変更事由発生日までに提出が間に合わなかった場合は提出日が属する月の翌月から適用）となります。また、虚偽の届出をした場合には認定を取り消す場合があります。

《届出が必要な主な事例》

- ◇就職・転職（勤務条件変更含む）・退職等により保育必要理由に変更があったとき
※父母のいずれかが求職中や就労状況が証明できない場合は、保育認定期間及び入所承諾期間が3か月となり、求職中の状況が続けば期間満了をもって退所となる場合があります。
- ◇妊娠・出産や育児休業取得等により保育を必要とする理由に変更があったとき
- ◇婚姻・離婚・死亡等により世帯状況（保護者状況）に変更があったとき
- ◇修正申告等により住民税が変更となることで保育料等が変更となるとき
- ◇住所変更・転出するとき

等

○2号・3号認定の切り替えについて

年度途中で3歳になる子どもについては、誕生日2日前までが3号認定、誕生日の前日より2号認定となります。認定証を改めて交付しますので、申請の必要はありません。

○延長保育について

- 利用したい場合は、「延長保育申込書」に必要事項を記入し、入所施設に提出してください。
- 利用する月ごとに申込みも可能です。その場合の利用料は、口座振替の手続きをしても納付書で納めていただく場合があります。
- 利用をやめたい場合は、「延長保育取下書」を入所施設へ提出してください。申込みをしている期間中は、**取下書の提出がない限り、利用がなくても利用料が発生します**。なお、延長保育は幼児教育・保育の無償化の対象外です。

	早朝延長時間	通常保育時間	夕方延長 1	夕方延長 2
保育標準時間認定	—	7:00～18:00	—	18:00～19:00 (2,000円/月)
保育短時間認定	7:00～8:00 (0円)	8:00～16:00	16:00～18:00 (1,000円/月)	18:00～19:00 (2,000円/月)